



平成 27 年 12 月 18 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
株式会社インフォメーションクリエイティブ
代表取締役社長 山田 亨
(J A S D A Q ・ コード : 4769)
問合せ先
常務取締役管理本部長 小沢 庸司
TEL : 03-5753-1211 FAX : 03-5753-1220

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関する決議のお知らせ

当社は、平成27年12月18日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針に関し、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。
なお、変更箇所は下線で表示しており、その他の部分につきましては変更ございません。

記

- 1 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効果的に行われることを確保するために、取締役会等で、十分審議しなければならない。
当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、経営機能に対する監査・監督を行うこととしており、取締役の法令違反の制御・防止に寄与するものとする。
又、内部通報制度を設け、役員及び使用人等が、社内において法令違反、不正行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長又は顧問弁護士に通報しなければならないと定める。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程、その他の管理規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書又は磁気記録的な媒体に記録し保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の社会的責任遂行、法令遵守の観点から社内規程の整備や諸施策を実施するとともに、ISO-9001：2000（現在は更新により2008）を認証取得し、製品に万全を期する。又、取引の中で個人情報など各種情報を取り扱うため、平成15年10月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報に関する法令やその他規範の遵守を徹底している。平成23年6月にはISO/IEC27001：2005（現在は更新により2013）を認証取得し、ISMSの基準に基づいた情報セキュリティ管理を行っている。

なお、不測の事態が万一発生した場合には、経営トップに迅速に情報が報告され、迅速かつ適切な対応により損害を最小限に抑える体制を整備する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営上の重要事項は、取締役会にて決裁される仕組みになっており、各事業部門の懸案事項などの情報が速やかに報告され効率的に牽制を行っている。又、取締役は、毎月1回開催される取締役会と臨時取締役会に加え、取締役間で随時打ち合わせを行い、経営環境の変化などによる戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議などの会社の業務執行を効率的に行っている。

5 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は監査等委員会に対して、必要な報告及び情報の提供を行う。又、取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

上記報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない旨を定め、周知徹底を図っている。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、その職務を補助する使用人を必要とする人数置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒等は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。当該使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員の指示に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

7 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、当社は当該費用又は債務を負担する。

8 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員は、取締役会のほか、重要な会議に出席できる。

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。又、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門との意見交換を行い監査の実効性を確保する。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

10 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たず、又、不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

以上